

長崎市新庁舎建設基本計画

平成26年2月

長崎市

目 次

1	基本計画の目的	2
2	庁舎建て替えの必要性とこれまでの経緯	2
3	施設計画の概要	5
4	新庁舎の目指すべき姿と基本方針	6
	(1) 市民に親しまれ、つながりの拠点となる庁舎	6
	(2) まちの活性化に貢献する庁舎	7
	(3) 人と環境にやさしい庁舎	7
	(4) 市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎	8
	(5) 市民へ円滑なサービスを提供し、効率的な事務が行える機能的な庁舎	8
	(6) 経済的で柔軟性のある庁舎	8
5	新庁舎の整備方針について	9
	(1) 市民に親しまれ、つながりの拠点となる庁舎	9
	(2) まちの活性化に貢献する庁舎	12
	(3) 人と環境にやさしい庁舎	14
	(4) 市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎	19
	(5) 市民へ円滑なサービスを提供し、効率的な事務が行える機能的な庁舎	22
	(6) 経済的で柔軟性のある庁舎	26
	(7) 開かれた議会、親しまれる議会機能を備えた庁舎	27
6	庁舎内の空間構成について	29
	(1) 機能の階層構成	29
	(2) 空間構成	30
7	庁舎規模について	31
	(1) 新庁舎に配置する職員数	31
	(2) 議員数	32
	(3) 駐車場	34
	(4) 庁舎面積	35
8	新庁舎敷地について	38
	(1) 敷地概要	38
	(2) 防災面での安全性について	38
	(3) 交通の利便性確保及び周辺道路の整備について	40
9	事業費及び財源について	41
	(1) 事業費	41
	(2) 財源	41
10	事業手法について	41
	(1) 公共施設整備における代表的な事業手法	41
	(2) 新市庁舎建設における事業手法	42
11	今後の市民参加について	42
12	事業スケジュール	42
	(別紙) 市庁舎建替えの必要性について	43

1 基本計画の目的

長崎市では、現在の市庁舎が抱える課題の解決や市民サービスの更なる向上に向け公会堂及び公会堂前公園敷地において建替えることとしています。

本基本計画は、今後の新庁舎の設計に向けた具体的な方針等を示すために策定したものです。

2 庁舎建て替えの必要性とこれまでの経緯

現在の市庁舎は、昭和34年（1959年）に本館、議会棟が完成し、築50年以上が経過していますが、その間、建物の老朽化が進むとともに、業務のIT化や、より高度なバリアフリーへの対応、など建設当時は想定できなかった変化もあり、建物の機能面での課題が指摘されるようになりました。

そのため、将来の市庁舎の整備に備え、平成3年度より市庁舎建設整備基金を設置し準備を進めるとともに、平成7年には市議会に特別委員会が設置されるなど検討に取り組んできました。

また、近年は予想し得ない地域で大地震が発生し、大地震は「いつ」「どこで」発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっていますが、平成21年度に現在の市庁舎について地震に対する建物の強度を調べた結果、大規模な地震に耐える十分な強度がないことが判明しました。

地震に対する強度を高める方策として、建物を補強する方法もありますが、それには相当な費用がかかり、補強しても建物の寿命そのものを延ばすことはできません。

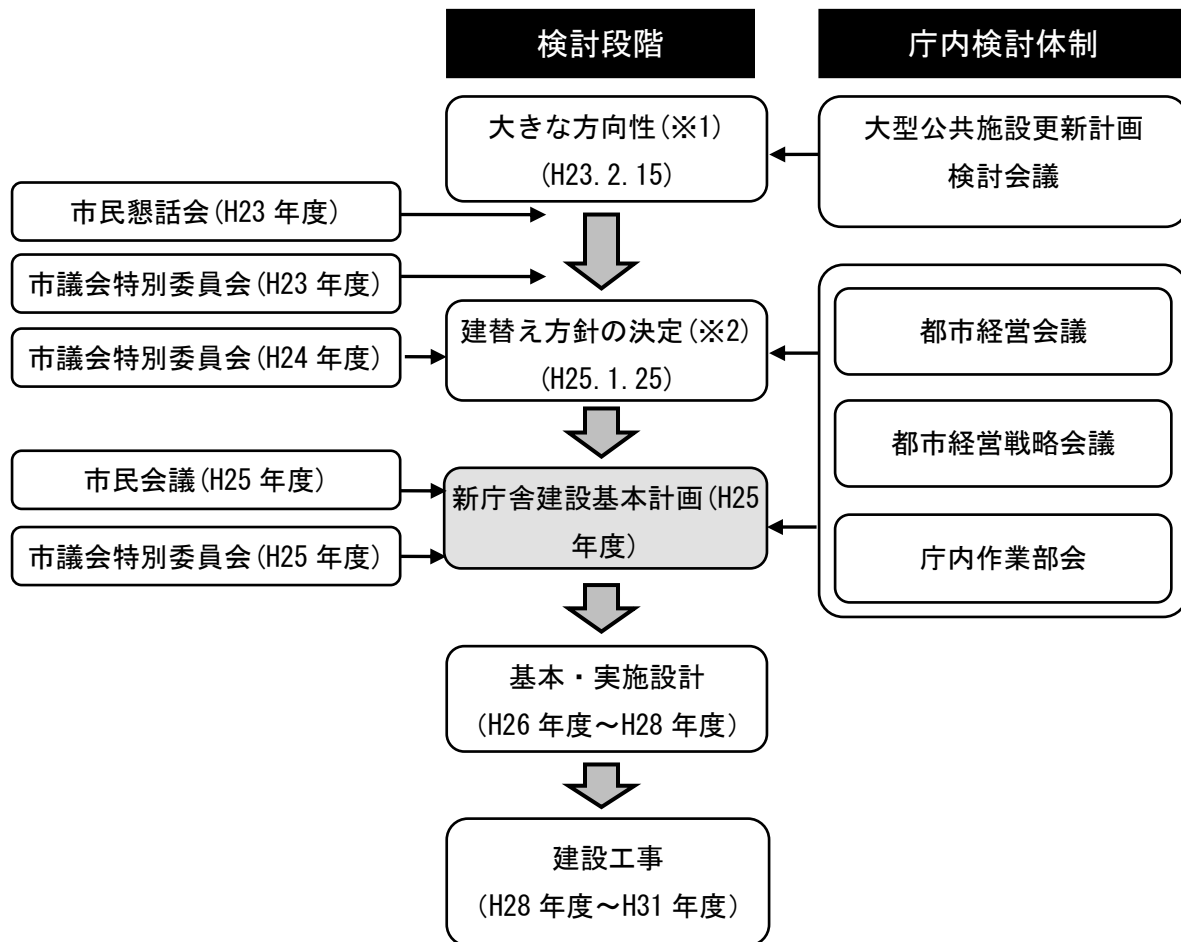
また、現状でも建物が狭く、窓口が分散しているため、市民の皆様から「わかりにくい」「使いにくい」といった御意見をいただいておりますが、このような問題も補強を行うことでは解消できません。（別紙「市庁舎建替えの必要性について」）

このような状況の中、平成23年度、24年度に設置された市議会特別委員会、平成23年度に設置した「長崎市庁舎建替に関する市民懇話会」等における議論や御意見を踏まえながら、平成23年2月に市庁舎を建替えることについて、平成25年1月には建替えの場所を公会堂及び公会堂前公園の敷地とすることについて決定し、公表を行いました。

主な経緯

平成 4 年 3 月	市庁舎建設整備基金を設立
平成 7 年度	市庁舎・病院建設特別委員会
平成 21 年度	市庁舎の耐震診断を実施
平成 23 年 2 月	市庁舎を建替えること及びその検討エリア表明
平成 23 年度	市庁舎建設特別委員会 市庁舎建替に関する市民懇話会
平成 24 年度	市庁舎建設特別委員会
平成 25 年 1 月	市庁舎建替え場所等の公表

《新庁舎建設の検討の流れと基本計画の位置づけ》



《※1 大きな方向性》

1 耐震化の方針

- (1) 市庁舎は、「建替え」を耐震化の方針とします。
- (2) 市民会館は、「補強」を耐震化の方針とします。
- (3) 公会堂は、公会堂の「市民の芸術・文化活動の場」という機能は今後も必要であり、市庁舎の建替え計画の具体化と並行して、その機能の確保の方法について、引き続き検討します。

2 市庁舎の建替えを検討するエリアについて

現在の市庁舎がある場所から公会堂を含む一帯

《※2 建替え方針》

1 市庁舎について

(1) 市庁舎の規模

延床面積を 45,000～50,000 m²程度（駐車場除く）と想定します。

また、建物は1棟とすることを基本として検討を進めます。

延床面積については、支所等あり方の見直しなど庁舎規模に関連する検討と歩調を合わせ、適切な規模となるよう、基本計画策定や設計作業の中で精査を続けます。

(2) 市庁舎の建替え場所

公会堂及び公会堂前公園敷地とします。

(3) 建設事業費

建設規模を駐車場部分を含め 55,000 m²とした場合の事業費は、他都市の事例などから 200 億円程度と想定しています。

(4) 建設スケジュール

平成 25 年度に基本計画を策定し、平成 26 年度中に設計に着手、平成 28 年度中に着工、平成 31 年度中の完成を目指します。

2 公会堂について

(1) 新たな文化施設についての考え方

公会堂は解体し、新たな文化施設により市民の芸術文化活動の発表・鑑賞の拠点としての機能を確保します。

なお、規模については1,000席程度のものを想定しております。

(2) 新たな文化施設の場所

新たな文化施設については、現市庁舎跡地での整備を念頭に考えます。

(3) 新たな文化施設の供用時期

現市庁舎跡地に整備するとした場合は、現在の庁舎解体後に着工し、平成 34 年度中の完成を見込んでいます。

3 公会堂前公園について

現市庁舎跡地での確保を行うこととします。

3 施設計画の概要

(1) 位置 長崎市魚の町 4-1、4-100



(2) 敷地条件

<現況>

面積	7,260 m ² ※1
用途地域	商業地域
防火地域	防火地域、準防火地域 ※2
建ぺい率	80%
容積率	500%、600%が混在 ※3

※1 面積は、道路拡幅整備後 6,600m²程度となる予定

※2 容積率の見直しと併せ、敷地全体を防火地域に見直す予定

※3 容積率は、敷地全体を600%に見直す予定であり総合設計制度を活用し、利用可能容積率を700%と想定

(3) 規模

52,300m²程度 (内駐車場部分6,300m²程度)

(4) 事業費

205 億円程度 (周辺道路整備等関連事業費を含む) (消費税8%含む)

(5) 事業手法

設計施工分離発注方式 (従来方式)

(6) 事業スケジュール

本基本計画に基づいて事業を進め、平成31年度中の開庁を目指します。

H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
基本・実施設計			建設工事		

4 新庁舎の目指すべき姿と基本方針

長崎市では、第四次総合計画において、将来の都市像である「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」を実現するため、まちづくりの主役である市民が、企業や行政とつながり、新たな価値や仕組みを創造していくといった「つながりと創造で新しい長崎へ」という基本姿勢を定め、また、将来の都市像へ近づくための「まちづくりの方針」を示しています。

新庁舎の目指すべき姿は、この「つながりと創造で新しい長崎へ」という基本姿勢や、「まちづくりの方針」の実現につながっていくものでなければなりません。

また、市庁舎は、市民の財産であり、さらに身近に感じられ、「ながさき」のシンボルとして末永く市民に愛される必要があります。

そのため、新庁舎建設にあたり、新庁舎の目指すべき姿とそれを実現するための基本方針について次のように考えています。

(1) 市民に親しまれ、つながりの拠点となる庁舎

少子化等による人口減少や高齢化、市民の価値観の多様化などにより、多様な地域課題が顕在化しています。

しかしながら、国・地方を通じた厳しい財政状況が続くなか、このような地域課題に対して、従来のように行政がすべてに主体的に対応することは困難です。

そのため、行政と多様な主体がお互いの強みを活かした役割分担のもとで、一層の協働を進めていく必要があります。新庁舎は、そのつながりの主要な拠点の一つとして、市民が身近に感じ、親しまれる庁舎を目指す必要があります。

また、行政サービスに対する市民ニーズも高度化、多様化しており、市民へ迅速で質の高い、必要な情報を的確に届けるなど、市民とのコミュニケーションの形成が重要となっています。

基本方針

- 市民が身近に感じ、親しまれる庁舎を目指します。
- 市民との協働や交流を進める庁舎を目指します。

(2) まちの活性化に貢献する庁舎

長崎市では、歴史的な文化や伝統を色濃く残し、様々な都市機能が集積しているまちなか軸※を中心とした「まちなか」の魅力の強化による交流人口の拡大や地域の活性化に取り組んでいます。

新たに建設される市庁舎は、まちなか軸に近く、多くの人が集まる市庁舎は、人の流れを生み、まちの広がりにつながることを期待されます。

そのため、新庁舎は、まちづくりをリードし、都市機能の一部を担うことにより、「まちなか」の活性化に寄与する庁舎を目指す必要があります。

基本方針

- まちなかの賑わい創出に寄与し、まちのシンボルとなるような庁舎を目指します。

※ 長崎市では、新大工から浜町を経て、大浦に至るルートを「まちなかの軸」と設定し、軸を中心とした5つのエリアにおいて、それぞれの個性や魅力の顕在化などを進めています。

(3) 人と環境にやさしい庁舎

市庁舎は、年齢や性別、国籍を問わず、多様な人々が訪れる場所です。

そのため、新庁舎は、障害者や高齢者、子どもなど誰もが安心して使いやすいユニバーサルデザインを考慮した庁舎を目指す必要があります。

また、地球温暖化問題は、人類共通の最も重要な環境問題の一つであり、市役所が、市民、事業者の先頭に立ち、温室効果ガスの排出削減に向けた行動を率先して実行する必要があります。

そのため、新庁舎は、新エネルギーの導入促進と更なる省エネルギーの推進のシンボルとなる庁舎を目指す必要があります。

基本方針

- 高齢者や障害者、子ども連れなど多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した庁舎を目指します。
- 「光」「風」「水」「土」「緑」を利用した環境にやさしい機能を取り入れ、環境への負荷の低減と市民の環境への意識を高める庁舎を目指します。

(4) 市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎

地震等の災害時に重要な役割を果たす市庁舎の耐震化は、喫緊の課題となっています。

また、各地で発生している大規模災害では、適切な避難ができずに被災している事例もあるため、大規模な災害時に一時的に避難できる場所としての役割も求められるものと考えています。

そのため、新庁舎では、災害時の対策本部機能を備えた施設として、市民の安全・安心の拠り所となるような役割を十分果たせる庁舎を目指す必要があります。

基本方針

- 災害時に、市民を守り支援することができる災害に強い庁舎を目指します。

(5) 市民へ円滑なサービスを提供し、効率的な事務が行える機能的な庁舎

「行きたい場所がどこにあるのか分かりにくい」「一つの場所だけでは用事が済まず、他の庁舎に行かなければならない」といった現在の庁舎の課題へ対応するため、市民目線に立った職員のスキルアップに引き続き取り組むとともに、新庁舎では、使いやすい窓口機能の実現や、より機能的で事務効率に配慮した庁舎を目指す必要があります。

基本方針

- 市民サービスの向上を図り、事務効率に配慮した機能的な庁舎を目指します。

(6) 経済的で柔軟性のある庁舎

地方分権の一層の拡大や、官と民の役割の変化など地方自治体を取り巻く環境の変化は今後も続いていくものと思われます。

そのため、業務や組織の変化に応じ、限られたスペースの使い方を容易に変更することができるような柔軟性を持つ庁舎を目指す必要があります。

また、長崎市の財政状況は、義務的経費の割合が高く、依然として厳しい状況にあることから、庁舎の目指すべき姿の実現に取り組むとともに、財政に配慮した経済的な庁舎の建設や維持管理、運用を目指す必要があります。

基本方針

- コスト縮減に取り組むとともに、時代の変化に対応できる庁舎を目指します。

5 新庁舎の整備方針について

新庁舎の6つの目指すべき姿それぞれについて、それを実現するために必要な具体的な機能、建物内での配置、議会機能など考慮すべき整備方針を次のとおり整理しました。

(1) 市民に親しまれ、つながりの拠点となる庁舎

- 市民が身近に感じ、親しまれる庁舎を目指します。
- 市民と行政の協働や交流を進める庁舎を目指します。

ア 市民が訪れたいくなるような庁舎

- ① 来庁者が心地よく過ごすことができる空間
- ② 市民によるイベントや展示など多目的利用が可能な空間

<具体的な取組み・機能>

- ゆとりのあるエントランスホール
- レストラン
- カフェ

[エントランスホール（多目的スペース）の利用・整備のイメージ]

- ・ 来庁者の待合、休憩の場
- ・ 市民の活動、発表の場（発表会、展示、会議など）
- ・ パブリックビューイングの開催
- ・ 市長表敬等での寄贈品の展示
- ・ 季節に合わせた地元特産品の展示・販売
- ・ 災害時の一時避難場所
- ・ 災害復旧時の総合窓口としての利用を検討

[レストランの利用・整備のイメージ]

- ・ 市民も利用しやすいような配置

[カフェの利用・整備のイメージ]

- ・ 待ち時間に気軽に利用できるよう事務手続き待合室の近くに配置
- ・ 授産製品販売所と併設

[配置の考え方]

- ・ 情報コーナーや庁舎前広場との一体的な利用を想定した空間づくり
- ・ 土日、夜間利用を想定した配置を検討（低層階への配置など）

イ 市民と行政の協働、市民と市民のネットワークを広げる庁舎

- ① 会議室の市民利用
- ② 市民との協働を高める執務環境
- ③ 市民によるイベントや展示など多目的利用が可能な空間（再掲）

<具体的な取組み・機能>

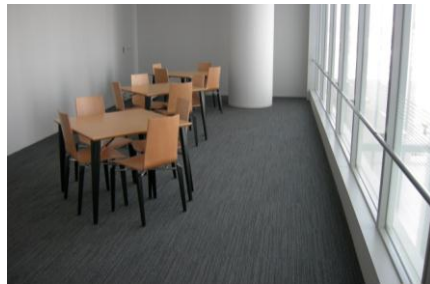
- 市民も利用できる会議室
- 執務室に近接した打ち合わせコーナー
- 開放的で見通しの良い執務空間
- ゆとりのあるエントランスホール

[会議室・打合せコーナーの利用・整備のイメージ]

- ・ 用途や規模に応じて柔軟に空間を変えられるようなつくり
- ・ 通路等の共用スペースを活用した打合せテーブルの設置
- ・ 夜間や土日の利用を想定したセキュリティの確保（執務空間との分離）

[配置の考え方]

- ・ 土日、夜間利用を想定した配置を検討（低層階への配置など）



事例) 通路等の共用スペースを活用した打合せテーブルの設置

[執務空間の利用・整備のイメージ]

- ・ 市民が相談に訪れやすいカウンター方式の執務室
- ・ 市民等との協議、相談スペースの確保



事例) カウンター方式の執務室

[エントランスホール（多目的スペース）の利用・整備のイメージ]

- ・ 市民の活動、発表の場（発表会、展示、会議など）（再掲）

ウ 情報発信・受信できる庁舎

- ① 市の情報をまとめて見ることができる場所
- ② 市の魅力を発信する場所
- ③ 市民活動や地域情報を共有できる場所

<具体的な取組み・機能>

○ 情報コーナー

[利用・整備のイメージ]

- ・ 行政情報の発信（市政資料、各課の事業、イベント情報、環境情報、防災情報など）
- ・ 自治会活動紹介コーナー
- ・ 市民活動団体の情報コーナー

[配置の考え方]

- ・ 事務手続き待合室やエントランスホールに近い場所へ設置

(2) まちの活性化に貢献する庁舎

- まちなかの賑わい創出に寄与し、まちのシンボルとなるような庁舎を目指します。

ア まちなかをつながりをもよほす庁舎

- ① 多目的に利用できる広場

<具体的な取組み・機能>

- 庁舎前広場

[利用・整備のイメージ]

- ・ 各種イベントの開催
- ・ まちなかの憩いのスペース
- ・ 災害時の一時避難場所

[配置の考え方]

- ・ 広場と屋内との一体的な利用に配慮した空間づくり

- ② まちなかをつながる歩きやすい環境の整備

<具体的な取組み・機能>

- 歩道の整備

- ③ 公共交通の利便性の確保

<具体的な取組み・機能>

- 公共交通路線の再編
- バス停、電停の改善やタクシーベ이의整備

イ 市民が誇れるまちのシンボルとなるような庁舎

① 景観形成への寄与

<具体的な取組み・機能>

- 周辺の景観形成につながるデザイン
- 土地の歴史性を踏まえたデザイン

[利用・整備のイメージ]

- ・ まちなみに配慮したデザイン
- ・ 新庁舎建設予定地における歴史的な背景を継承したデザイン

- 機能性に配慮したデザイン

[利用・整備のイメージ]

- ・ 市役所としての機能を発揮するためのデザイン（利便性を考慮した配置計画、平面計画）
- ・ 華美でなくコンパクトなデザイン
- ・ 維持管理のしやすいデザイン

(3) 人と環境にやさしい庁舎

- 高齢者や障害者、子ども連れなど多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した庁舎を目指します。
- 「光」「風」「水」「土」「緑」を利用した環境にやさしい機能を取り入れ、環境への負荷の低減と市民の環境への意識を高める庁舎を目指します。

ア 誰もが使いやすい庁舎

① 誰もが安全で使いやすい空間・設備

<具体的な取組み・機能>

○ 多様な人々の利用に配慮した移動手段の整備

[利用・整備のイメージ]

- ・ 段差がなく車いす使用者や障害者が通りやすい、ゆとりある通路
- ・ 使いやすい昇降機
- ・ ベビーカー、車いすの設置

○ 多様な人々の利用に配慮した駐車場の整備

[利用・整備のイメージ]

- ・ エレベーター近くなど利便性に配慮した障害者用駐車スペースの確保

○ 多様な人々の利用に配慮した気持ちよく使えるトイレ空間の確保

[利用・整備のイメージ]

- ・ 介護用ベッド、おむつ替え、フック・棚、オストメイト対応など必要な設備の整備（主に低層階）
- ・ ゆとりあるスペースの確保

○ キッズコーナー、授乳室の設置

[利用・整備のイメージ]

- ・ 子どもに関する手続き、相談窓口近くへの配置

○ 空間に応じた適切な材料の使用

[利用・整備のイメージ]

- ・ 雨の日も滑りにくい床材
- ・ あたたかみのある木材

○ 手続きや相談に応じた快適な窓口カウンターを設置

[利用・整備のイメージ]

- ・ 窓口の用途に応じたハイカウンターとローカウンターの使い分け
- ・ 窓口カウンターへの筆談ボードの配置など、多様な人々に対するコミュニケーションへの配慮

○ 快適な待合スペースの設置

[利用・整備のイメージ]

- ・ モニターで映像が流れるなど快適な空間の演出

○ プライバシーへの配慮

[利用・整備のイメージ]

- ・ 個人情報やプライバシー保護のための仕切りや個別相談室の設置

○ 来庁者用休養室の設置

[利用・整備のイメージ]

- ・ 来庁者の体調がすぐれないときに一時的に休養できる室の設置

② 分かりやすい案内・誘導

<具体的な取組み・機能>

○ 総合案内の設置、フロアマネージャーの配置

[利用・整備のイメージ]

- ・ 総合案内の設置
- ・ 目的の窓口や所属などの案内、来庁者のサポートなどを行うフロアマネージャーの配置

○ 分かりやすい案内表示と誘導設備

[利用・整備のイメージ]

- ・ 障害者に配慮した電光表示や音声誘導装置
- ・ 外国語表記の充実

イ 環境負荷の低減に配慮した庁舎

① 水資源の有効活用

<具体的な取組み・機能>

○ 雨水の活用

[利用・整備のイメージ]

- ・ トイレ洗浄水などへの中水の利用
- ・ 透水性舗装材による地盤面への雨水の浸透

○ 節水機器の採用

[利用・整備のイメージ]

- ・ 節水型衛生器具等の採用

② 長期間使用可能な建物

<具体的な取組み・機能>

○ 維持管理のしやすいつくり

[利用・整備のイメージ]

- ・ メンテナンスがしやすい材料・機器などの使用
- ・ 設備機器のメンテナンスを考慮した建築計画
- ・ 将来の配管、ダクト、配線類の増設を考慮した建築計画

○ 長期間使用を可能にする構造・材料の選定

[利用・整備のイメージ]

- ・ 内壁、設備等が再構築しやすい構造
- ・ 耐久性、耐震性、耐火性、保守性に優れた材料及び機器の採用

○ レイアウト等の変更に柔軟に対応できる施設計画

[利用・整備のイメージ]

- ・ 可動間仕切り等による、将来の変化に対する柔軟性の確保
- ・ 情報ネットワークや電源の配線などの変更や管理が行いやすいつくり（フリーアクセスフロアなど）の検討

○ 資源の有効利用

[利用・整備のイメージ]

- ・ 再生材の活用
- ・ 利用可能な既存什器類等の活用

③ 省エネルギーの推進

<具体的な取組み・機能>

○ 建物及び建物周辺の緑化

[利用・整備のイメージ]

- ・ 屋上緑化などの検討
- ・ 周辺環境に配慮した敷地の緑化

○ 断熱性の向上

[利用・整備のイメージ]

- ・ 庇、バルコニーなどの検討
- ・ 断熱効果のあるサッシ、ガラス、ルーバーなどの検討

○ 建築計画への配慮

[利用・整備のイメージ]

- ・ 日射の影響を考慮した平面計画の検討

○ 電力負荷の低減

[利用・整備のイメージ]

- ・ トイレ等、自動的に照明が点灯・消灯する人感センサーの設置
- ・ 照明、変圧器、ポンプ、ファン、モーター等、高効率機器の採用
- ・ 長寿命で効率性の高いLED照明等の採用
- ・ 部分空調も可能な設備計画の検討

○ 自然光の活用

[利用・整備のイメージ]

- ・ 諸室に応じた自然採光の活用

○ 自然エネルギーの活用

[利用・整備のイメージ]

- ・ 太陽光発電設備の設置
- ・ 太陽光発電表示盤の設置（効果のみえる化）
- ・ 吹抜、階段室等を利用した自然通風の活用の検討

○ 効率的なエネルギー利用

[利用・整備のイメージ]

- ・ 照明器設備、空調設備等の効率的な制御による電気使用量の抑制
- ・ 適切な空調ゾーニング、換気フローなど施設内の空調系統の適正区分による効率的運用

○ その他

[利用・整備のイメージ]

- ・ 公用車等のための電気自動車用充電器の設置の検討
- ・ 建築環境総合評価システム (CASBEE) ※1 の S ランク相当の計画を目指す。

※1 建築環境総合性能評価システム (CASBEE) : 国土交通省住宅局の支援のもと産官学共同プロジェクトとして開発され、建築物の環境性能で評価し格付けする手法です。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性などを含めた建物の品質を総合的に評価するシステムです。

総合評価は「S ランク (素晴らしい)」、「A ランク (大変良い)」、「B+ランク (良い)」、「B-ランク (やや劣る)」、「C ランク (劣る)」の5段階の格付けとされます。

④ 公共交通機関の利用促進

<具体的な取組み・機能>

- 公共交通路線の再編 (再掲)
- バス停・電停の改善やタクシーベイの整備 (再掲)

(4) 市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎

- 災害時に、市民を守り支援することができる災害に強い庁舎を目指します。

ア 耐震安全性と防災拠点としての機能を備えた庁舎

- ① 災害時に迅速に対応できる防災・災害復興拠点機能

<具体的な取組み・機能>

- 耐震性の確保

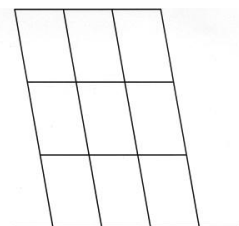
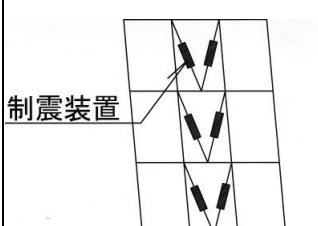
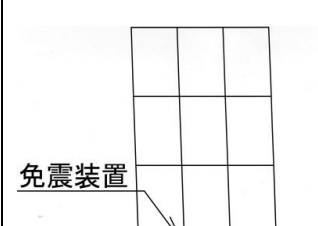
- ・ 国土交通省編「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」中の災害応急対策活動に必要な施設として、構造体の目標：I類（※1）、建築非構造部材の目標：A類（※2）による整備を行います。
- ・ 免震構造の採用を基本に検討します。

※1 構造体の目標：I類とは、大地震動後、構造体(骨組み)の補修を行うことなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能の確保を図るものです。(大地震動とは、震度6強～7程度の地震を想定)

※2 建築非構造部材の目標：A類とは、大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止を図ると共に、大きな補修をすることなく、相当期間継続できる必要な設備機能の確保を図るものです。(建築非構造部材とは、外壁及びその仕上げ、間仕切壁、天井及び床材、屋根材などを示します。)

(参考)

耐震性確保のための方法の概略と一般的な考え方

	耐震構造	制震構造	免震構造
イメージ	 <p>地震による揺れ →</p>	 <p>制震装置</p> <p>地震による揺れ →</p>	 <p>免震装置</p> <p>地震による揺れ →</p>
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の構造を地震による揺れに耐えるつくり。 ・ 一般的に採用され、中小地震に対して「構造体の強さ」、大地震に対して「構造体の粘り」で抵抗する考え方。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免震構造以外の方法で、建物の地震による揺れを制御するつくり。 ・ 基礎より上部の建物に、制振装置を設置し、地震による揺れを小さくするように工夫する考え方。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物と基礎を切り離して、建物に入る地震による揺れを低減するつくり。 ・ 基礎と建物の間に、免震装置を設置し、建物に伝わる地震による揺れを低減するように工夫する考え方。

○ 災害対策本部機能

[利用・整備のイメージ]

- ・ 災害対策本部室
- ・ 災害対策本部会議室（災害対策本部室と隣接配置）
- ・ 防災行政無線室

○ 万一の浸水に備えた対応

[利用・整備のイメージ]

- ・ 機械室の配置等の検討
- ・ 地下への浸水の対策の検討

○ コンピューターシステム・データの確実な保全

[利用・整備のイメージ]

- ・ 保全を考慮した構造・設備計画
- ・ バックアップ・データの保全

○ ライフラインの確保

[利用・整備のイメージ]

- ・ 国土交通省編「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」中の災害応急対策活動に必要な施設として、建築設備の目標：甲類（※1）を目指します。
 ※1：建築設備の目標：甲類とは、大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止を図ると共に、大きな補修をすることなく、相当期間継続できる必要な設備機能の確保を図るものです。
- ・ 自家発電設備の設置（3日分以上の容量の確保）
- ・ 給水が復旧するまでに必要な水量の確保と、緊急遮断対応等による貯水槽内の水量流失防止などの検討

○ 帰宅困難者等、一時的な避難場所としての機能確保

[利用・整備のイメージ]

- ・ エントランスホール・会議室等といった空間を、災害時の一時避難場所として使用
- ・ 新庁舎前広場の避難場所としての利用
- ・ マンホールトイレの検討
- ・ 防災用資機材等の備蓄
 非常食、飲料水、排便袋、生理用品、成人用オムツ、乳幼児用オムツ、間仕切、毛布、など

○ 災害時の避難経路の確保

[利用・整備のイメージ]

- ・ 建物内外の避難経路の確保

○ 災害に備えた体制づくり

[利用・整備のイメージ]

- ・ 危機管理体制の強化
- ・ 国、県との情報共有体制の強化

○ 防災・災害情報の発信

[利用・整備のイメージ]

- ・ 市民等への迅速的確な情報発信（防災行政無線アンテナの設置など）
- ・ 情報コーナーでの防災情報の発信

- (5) 市民へ円滑なサービスを提供し、効率的な事務が行える機能的な庁舎
- 市民サービスの向上を図り、訪れやすく、事務効率に配慮した機能的な庁舎を目指します。

ア 円滑なサービスを行う庁舎

① ワンストップサービスの提供

<具体的な取組み・機能>

○ 総合窓口の設置

[利用・整備のイメージ]

- ・ ライフイベント（※）に伴う届出に付随して必要となる手続きや、証明書の交付、保険・年金の手続きができる総合窓口を低層階に設置

※ライフイベント：転入・転出・転居・出生・死亡・婚姻・離婚

◆平成 25 年 5 月に、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の関連法案が成立し、発行が予定されている個人番号カードにより本人確認と個人番号が確認できることから、窓口における申請手続きの簡略化が可能となり、総合窓口において活用することが想定されます。

現段階においては、制度について不確定な部分が多いため、国の動向を見据えながら検討を進めます。

○ 相談窓口の設置

[利用・整備のイメージ]

- ・ 福祉（高齢者、障害者、児童）、税に関する相談窓口を低層階に配置

○ 窓口の開設時間

[利用・整備のイメージ]

- ・ 平日の対応時間の延長、土、日、祝日の対応について検討

② 手続きの負担軽減

<具体的な取組み・機能>

- 手続きの簡略化

[利用・整備のイメージ]

- ・ ライフイベントに応じて、必要な手続きを提示し、来庁者の書く手間と職員の入力業務を軽減する「総合窓口支援システム」の導入について検討

③ 手続き待ちの方への配慮

<具体的な取組み・機能>

- 受付番号や待ち時間等の表示

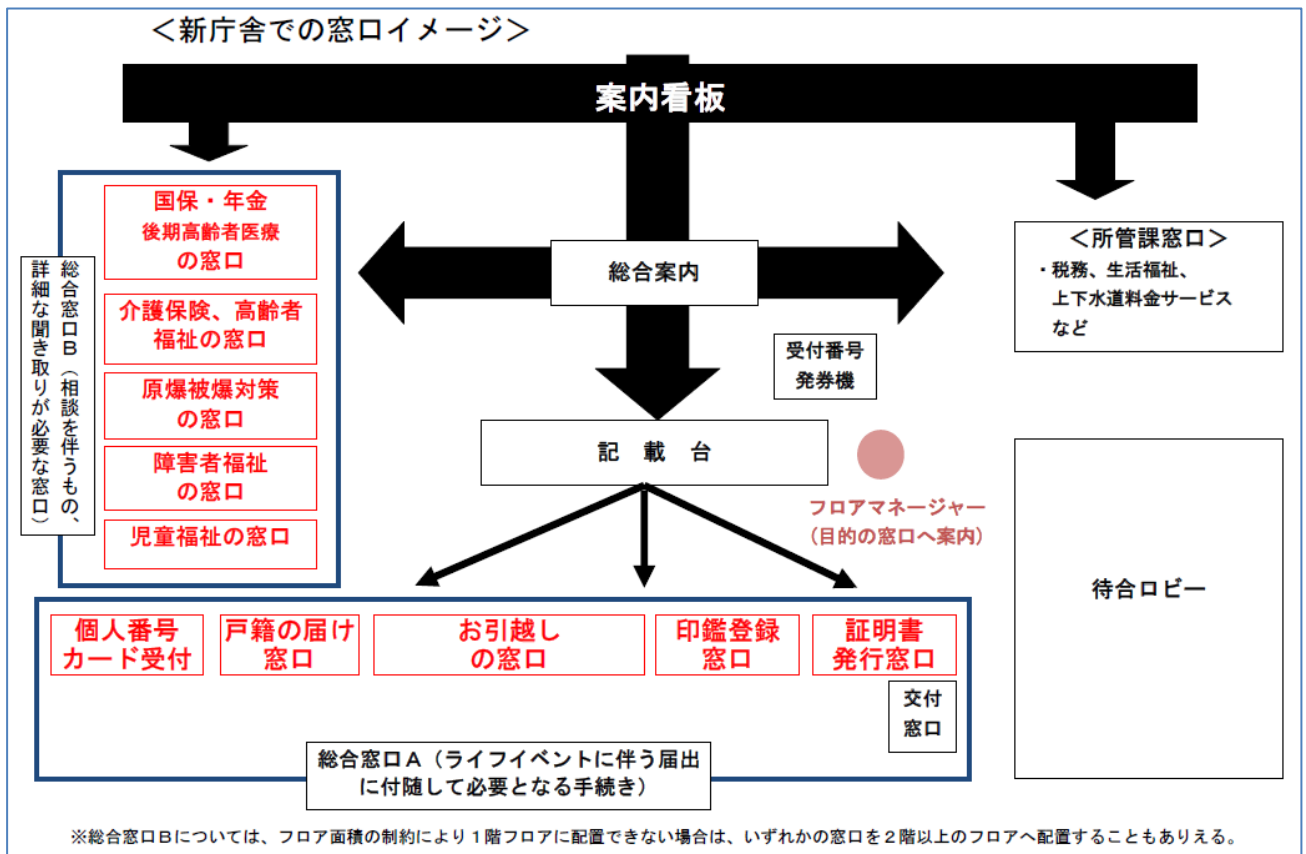
[利用・整備のイメージ]

- ・ モニターで受付番号や順番待ちの状況を来庁者に対して分かりやすく表示

- 快適な待合スペースの設置（再掲）

[利用・整備のイメージ]

- ・ モニターで映像が流れるなど来庁者に対する快適な空間の演出



イ 職員にとって使いやすく機能的で効率的な事務が行える庁舎

① 効率的な執務空間

<具体的な取組み・機能>

- 相互に関連性が強い所属の近接した配置
- 日常的に必要な打合せスペースの各執務空間内への確保
- 室内の書類等の収納スペース、書庫、倉庫の適切な容量の確保

[利用・整備のイメージ]

- ・ 日常的に使用する書類、長期保管書類など特性に応じた利用しやすい保管スペースを利用しやすい場所へ配置

- 所属等の特性に応じたセキュリティーの確保

[利用・整備のイメージ]

- ・ セキュリティーレベルに配慮した執務室の配置

② 働きやすい環境

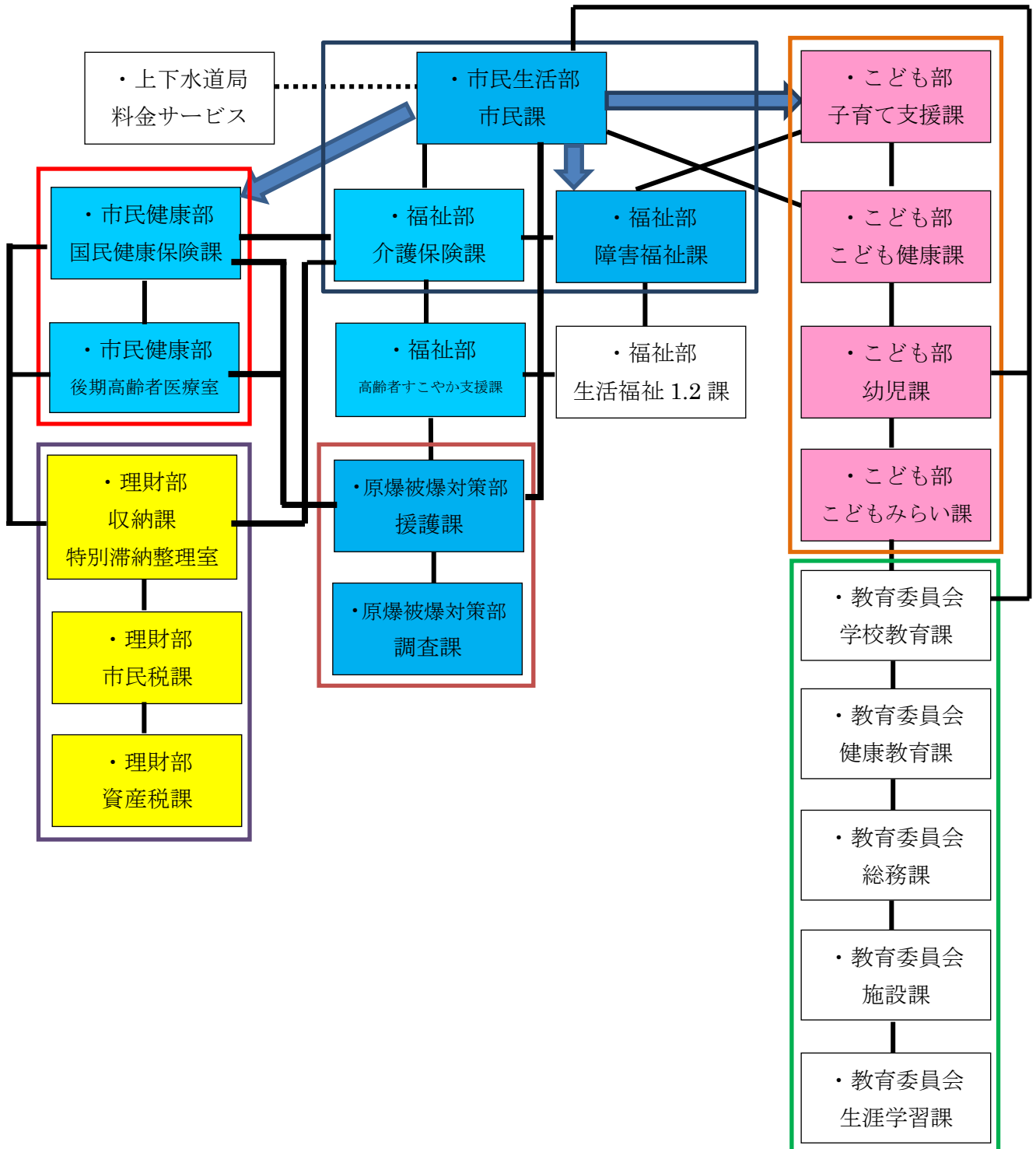
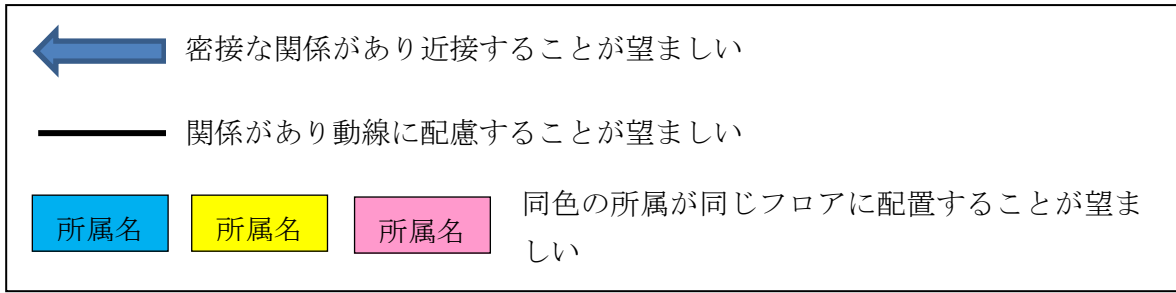
<具体的な取組み・機能>

- 福利厚生施設の設置

[利用・整備のイメージ]

- ・ 休養室、休憩室、リフレッシュコーナー、更衣室の設置
- ・ 食堂、売店、銀行（A T M）など利便施設の設置

市民課を中心とした窓口部門の業務連関図



(6) 経済的で柔軟性のある庁舎

- コスト縮減に取り組むとともに、時代の変化に対応できる庁舎を目指します。

ア 経済性が高い庁舎

- ① 経済的でコンパクトな庁舎

<具体的な取組み・機能>

- 機器の共用化やスペースの多目的利用による効率的な空間利用とコストの縮減

[利用・整備のイメージ]

- ・ シンプルな施設計画や一般的な資材の採用による建設コスト低減の検討
- ・ 作業室等を特定の用途に限定するのではなく、多目的に使うことで全体の床面積を縮減
- ・ コピー機等事務機器の共有化によるスペース効率の向上
- ・ 所属が管理するシステムサーバーの集中配置等による省スペース化

- メンテナンスの容易性の確保とランニングコストの縮減

[利用・整備のイメージ]

- ・ メンテナンスの容易性、ランニングコストに配慮した機器の選定や配置、材料等の選定

- 収益性にも配慮した運用の検討

イ 行政サービスの多様化に対応できる庁舎

- ① 将来の変化への柔軟な対応ができる庁舎

<具体的な取組み・機能>

- 組織の改変などに伴うレイアウトの変更に対応しやすい執務室

[利用・整備のイメージ]

- ・ 間仕切の少ないオープンな空間
(ただしセキュリティーやプライバシーに配慮が必要な部分については、壁により区画)
- ・ 情報ネットワークや電源の配線などの変更や管理が行いやすいつくり (フリーアクセスフロアなど) の検討

(7) 開かれた議会、親しまれる議会機能を備えた庁舎

- ①議会の独立性を保ちつつ、市民にわかりやすい動線の確保
- ②現庁舎の諸設備については、維持したうえで、新たな機能を確保
- ③議会フロア及び議会フロア以外の庁舎内に、議会情報を掲示できるスペースの確保（議員登庁表示、本会議、委員会の開催状況等）
- ④高度情報化時代に対応可能な各種設備の整備
- ⑤議会フロアへの入室者等について、議会事務局職員が出入りを確実に把握できるようセキュリティを考慮した配置

<具体的な取組み・機能>

○議場

[利用・整備のイメージ]

- ・ レイアウトについては、他都市の状況も勘案のうえ検討（馬蹄形、対面式等）
- ・ 情報通信設備の充実

○傍聴席

[利用・整備のイメージ]

- ・ 現状並みの席数（120席）を確保し、一人あたり占有面積を拡充
- ・ 車いす対応席の確保
- ・ 市民が傍聴しやすいような配置の検討

○待合ロビー・ラウンジ

[利用・整備のイメージ]

- ・ 傍聴者の待ち合わせスペースの確保
- ・ 議会情報の閲覧や市民との談話が可能なロビーの確保
- ・ 議会情報発信のための環境整備（待合ロビーにおけるモニターテレビの設置）

○委員会室

[利用・整備のイメージ]

- ・ 1室あたりの面積拡充
- ・ 大人数での開催に対応するため、2室以上を連結し、一体的利用が可能な構造の検討
- ・ 情報通信設備の充実

○議員控室

[利用・整備のイメージ]

- ・ 会派数の増減に対応可能な構造及び防音対策の検討
- ・ セキュリティ確保のための方策を検討

○応接室、会議室

[利用・整備のイメージ]

- ・ 来客、市民相談等に対応可能な応接室の確保
- ・ 各種会議に対応可能な会議室の確保
(来客用会議室、委員会開催時の理事者控室、他都市行政視察対応等)

○その他諸室

[利用・整備のイメージ]

- ・ 図書室の設置
- ・ 会議録等保管のための議会専用書庫の確保

6 庁舎内の空間構成について

(1) 機能の階層構成

ア 全庁的な企画・管理機能

- 空間配置の基本的な考え：主に中高層部など全体の調整、危機管理機能等を円滑に行えるような場所に配置します。
- 主な業務：全市的な計画等の策定、事業実施の決定及び基準等の作成

例)・ 総務・人事・企画・財政等の管理部門、事業部門の企画部門

イ 市民に身近な行政サービス機能

- 空間配置の基本的な考え：主に建物の低層部など市民の利便性が高い場所に配置します。
- 主な業務：各種証明交付、届出・申請といった窓口業務をはじめ、市民が来庁する必要のある業務、職員が現場へ出向く必要のある業務、施設の維持管理、地域支援業務等を行う業務執行部門

例)・ ライフイベントに関する手続きの総合窓口
 ・ 福祉、保健、税等に関する相談・訪問指導等
 ・ 地域のまちづくり支援 等

ウ 市民交流・情報発信機能

- 空間配置の基本的な考え：市民が気軽に、多目的に利用できる空間や、様々な情報を受発信できる空間を、主に建物の低層部など市民の利便性が高い場所に配置します。

例)・ エントランスホール（多目的スペース）
 ・ 情報コーナー
 ・ 会議室の市民利用
 ・ レストラン 等

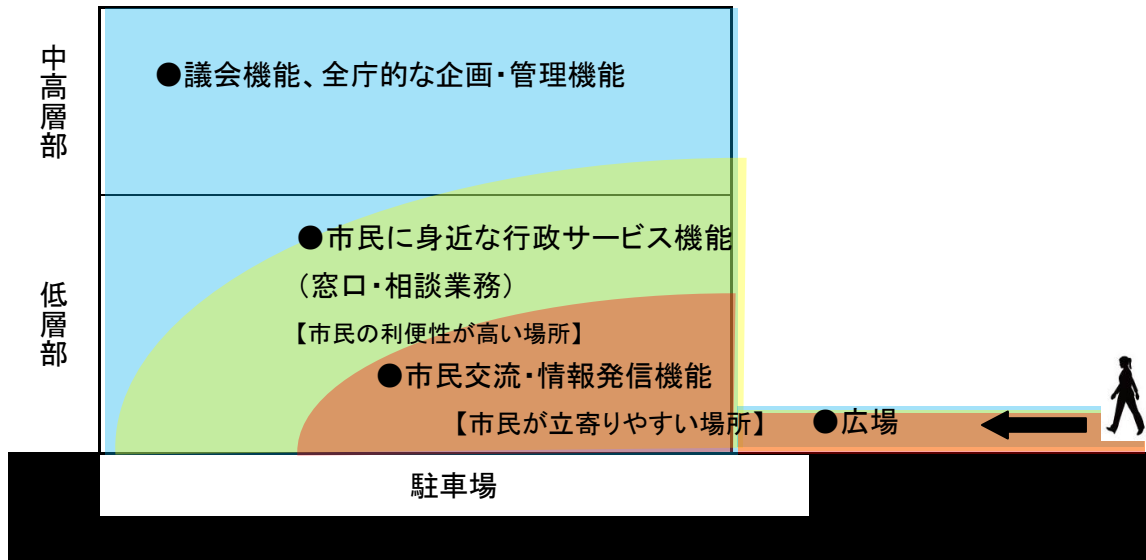
エ 議会機能

- 空間配置の基本的な考え：中高層部に配置します。

(2) 空間構成

- 市庁舎の空間構成については、新庁舎の目指すべき姿と基本方針を踏まえ、それがより効果的に実現できるよう今後の設計の中で検討していきます。

イメージ



7 庁舎規模について

(1) 新庁舎に配置する職員数

ア 長崎市の職員数の見込みについて

長崎市の職員数の見込みについては、平成23年8月に策定した行財政改革プラン（平成23年度から平成27年度までの計画期間）の中で、次のような人員体制の目標を策定しています。

＜行財政改革プランにおける職員数＞

	正規職員数	全職員数（※）
平成23年4月1日	3,267人	3,866人
平成28年4月1日（目標）	3,000人	3,600人

※全職員数：正規職員数＋（再任用職員及び嘱託員を正規職員に換算した職員数）

イ 新庁舎の配置職員数の見込みについて

新庁舎の配置職員数については、行財政改革プランにおける職員数を基に次のように見込んでいます。

(ア) 行財政改革プランにおける職員数の内訳

行財政改革プランの職員数を、新庁舎に統合を計画する建物（本館・別館・周辺庁舎）とその他出先機関に分類すると下表のようになります。

＜行財政改革プランにおける職員数の内訳＞

単位：人

	正規職員			再任用職員・嘱託員（※）		
	合計	内訳		合計	内訳	
		本館・別館 周辺庁舎	出先機関		本館・別館 周辺庁舎	出先機関
H23.4.1(実人数)	3,267	1,797	1,470	832	312	520
H28.4.1(目標)	3,000	約1,700	約1,300	約860	約320	約540

※再任用職員及び嘱託員の職員数は、正規職員への換算を行っていない実人数。

(イ)新庁舎の配置職員数の見込み

新庁舎の職員数については、(1)の表中、平成28年4月1日時点の職員数の、新庁舎に配置が想定される本館・別館・周辺庁舎の正規職員及び再任用職員・嘱託員に、特別職及び臨時職員の見込み約220人を加え、約2,240人を見込んでいますが、支所等のあり方に関する検討により、これらの職員数から100人程度を支所等へ配置することとしておりますので、約2,140人が新庁舎へ配置されることを想定しています。

<新庁舎の配置職員数（見込み）>

種 別	新庁舎の配置職員数
特別職、正規職員	約1,700人
再任用職員、嘱託員	約 320人
臨時職員	約 220人
小 計	約2,240人
支所等への配置職員数の増（見込み）	100人程度
合計 新庁舎職員数	約2,140人

(2) 議員数

現在の議員数である40人を想定しています。

《新庁舎へ配置想定部署》

新庁舎は、一棟を基本とし、次の所属を配置することを想定しています。

配置所属については、引き続き検討を行い精査します。

部局名		課 名	備考	
市長 部局		秘書課		
		都市経営室		
		広報広聴課		
		しごと改革室		
		防災危機管理室		
	総務局	企画財政部	総合企画室、財政課、地域振興課、市民協働推進室、世界遺産推進室	市史編さん室は、所属の廃止を想定
		総務部	総務課、人事課、行政体制整備室、統計課、情報システム課（サーバー室含む）	
		理財部	財産活用課、資産経営室、契約検査課、収納課、特別滞納整理室、資産税課、市民税課	

部局名		課名	備考	
市長部局	市民局			
			地域コミュニティ推進室	
		市民生活部	自治振興課、安全安心課、市民課、人権男女共同参画室、スポーツ振興課	
		原爆被爆対策部	調査課、援護課	
		福祉部	福祉総務課、高齢者すこやか支援課、障害福祉課、生活福祉1課、生活福祉2課、介護保険課	
		市民健康部	地域保健課、地域医療室、健康づくり課、生活衛生課、国民健康保険課、後期高齢者医療室	
		子ども部	子育て支援課、子ども健康課、幼児課、こどもみらい課	
	環境部	環境総務課、環境保全課、廃棄物対策課、環境整備課		
	経済局		アジア戦略室	
		商工部	産業雇用政策課、商業振興課	
		文化観光部	観光政策課、観光推進課、国際課、文化振興課、文化財課	出島復元整備室は、新庁舎外への配置を想定
		水産農林部	水産農林総務課、ながさきの食推進室、水産振興課、農業振興課、農林整備課	
	建設局		まちなか事業推進室	
		土木部	土木総務課、土木企画課、道路建設課、土木維持課、用地課	
		都市計画部	都市計画課、みどりの課、長崎駅周辺整備室、まちづくり推進室	
		建築部	住宅課、建築課、設備課、建築指導課	
		出納室		
上下水道局	業務部	総務課、経理課、料金サービス課		
	事業部	事業管理課、水道建設課、給水課、浄水課、下水道建設課、下水道施設課		
議会事務局		総務課、議事課、調査課		
教育委員会事務局	教育総務部	総務課、施設課	生涯学習課は新庁舎外への配置を想定	
	学校教育部	学校教育課、健康教育課	教育研究所は新庁舎外への配置を想定	
選挙管理委員会事務局				
監査事務局				
農業委員会事務局				

注)・ 新庁舎へ配置する部署名については、現状(平成25年4月1日現在)での組織をもとに記載しています。

- ・ 市民局国体推進部は、市庁舎完成予定時には業務を終了しているため記載していません。

(3) 駐車場

新庁舎に確保できる駐車台数には限りがあるため、来庁者用駐車場としての利用を中心に運用を行います。

また、来庁者用駐車場には、エレベーター近くなど利便性の高い場所に障害者用駐車スペースを確保します。

公用車用駐車スペースについては、新庁舎内での十分な確保が困難なため、不足分については周辺の公共駐車場等で対応を行います。

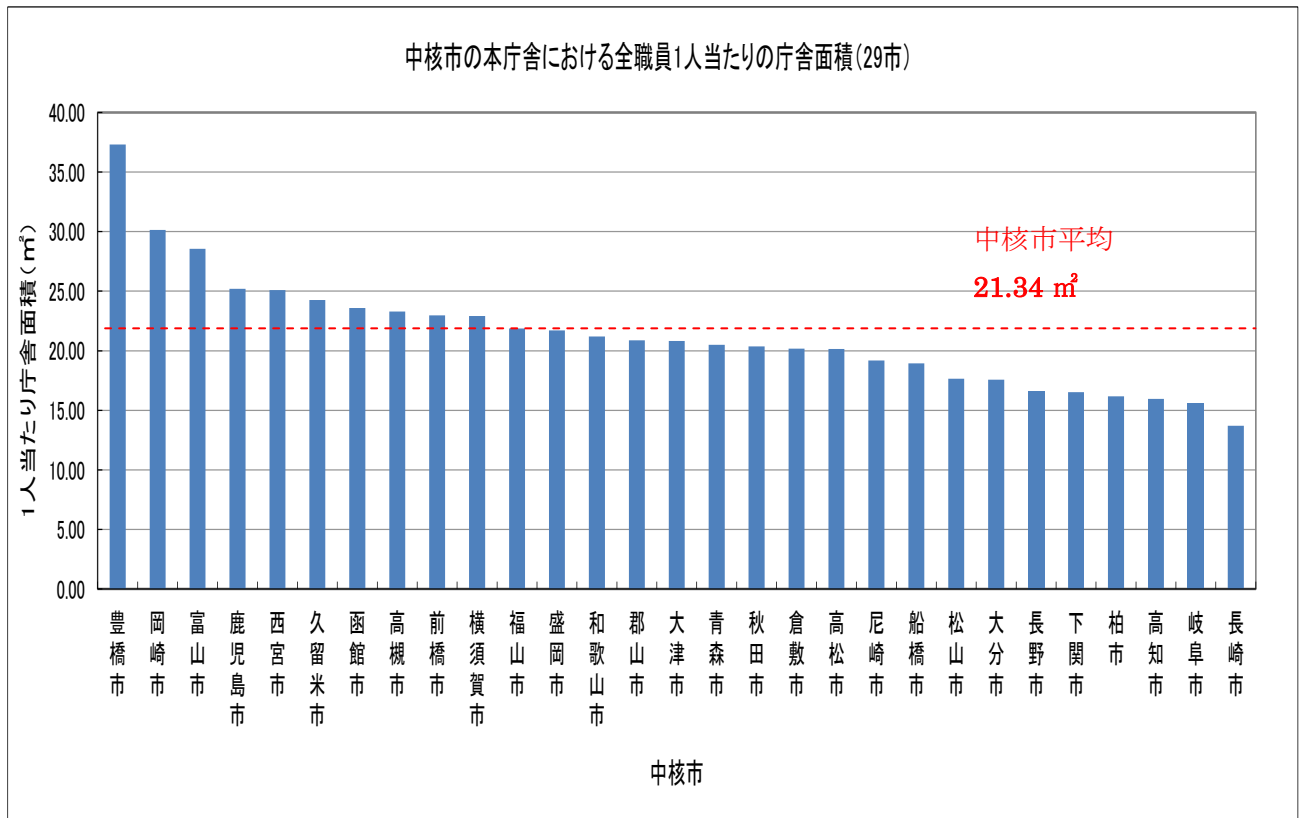
●駐車場整備台数 180台程度 (6,300㎡程度)

(4) 庁舎面積

ア 現庁舎の状況

中核市における本庁舎（分散棟含む）の職員一人あたりの面積は下表のとおりです。
 長崎市庁舎の職員1人当たりの面積は、中核市の中では下位に位置しています。

[中核市における本庁舎（分散棟含む）一人当たりの庁舎面積の状況平成 24年2月調査]
 ※回答があった29市のみ掲載



イ 庁舎面積の算定

新庁舎における規模（駐車場部分を除く延床面積）は、以下の3つの手法により算定し、比較検討しました。

- ① 総務省地方債同意等基準運用要綱に基づく面積算定基準による算定（平成22年度で廃止）
- ② 他自治体における庁舎建設事例の職員一人当たりの床面積による算定
- ③ 必要面積の積み上げによる算定

① 総務省地方債同意等基準運用要綱に基づく面積算定基準による算定

平成22年度まで、庁舎の建設の起債対象規模については、本基準に基づき査定されており、他都市の庁舎規模の検討においても多く用いられています。

（算定条件）

- ・長崎市新庁舎に勤務する役職別職員数に基づき、事務室、倉庫、会議室等を算定します。議事堂は、議員数を基に算出します。

室名	面積基準 (㎡)	算出根拠				
		職種	人数 (人)	換算率	単位面積 (㎡/人)	所要面積 (㎡)
①事務所	15,580	特別職～一般職員・再任用職員・臨時職員等	2140	× 20.0 ～1.0 ×	4.5 =	15,580
②附属室	17,005					
倉庫	2,025	①事務室面積 15,580 ㎡		× 13%	=	2,025
会議室、便所、その他諸室	14,980	全職員数	2,140	×	7.0 =	14,980
③玄関、広間、廊下、階段等の通行部分	13,034	①②の合計面積32,585 ㎡		× 40%	=	13,034
④議事堂	1,400	議員定数	40	×	35.0 =	1,400
合計	47,019	㎡				
職員一人あたりの床面積	21.97	㎡				

②他自治体における庁舎建設事例の職員一人当たりの床面積による算定

近年、建設された長崎市と類似する他自治体庁舎の事例における職員一人あたり面積を基に、規模を推計しました。

都市名	新庁舎の配置職員数	庁舎規模	1人当たりの庁舎面積 (㎡)	長崎市の新庁舎想定職員数2,140人を乗じた場合の面積
町田市(H24)	1,314人	37,060 ㎡	28.20 ㎡	60,348 ㎡
甲府市(H24)	820人	22,239 ㎡	27.12 ㎡	58,037 ㎡
那覇市(H24)	1,500人	31,070 ㎡	20.71 ㎡	44,319 ㎡
平均			24.87 ㎡	53,222 ㎡

③必要面積の積み上げによる算定

機能		内容	新庁舎 面積 (㎡)	現 在 積 面積 (㎡)	増 減 (㎡)	増 減 率 (%)
基本 機能	執務室	職員が執務する空間	16,000	13,557	2,443	18.0
	作業室等	作業スペース(相談室等)	2,500	2,265	235	10.4
	会議室等	大・中・小会議室等	1,500	943	557	59.1
	倉庫・書庫	書類等を保管する場所	2,300	1,978	322	16.3
	議会	議場、会派控室など	2,200	1,632	568	34.8
	その他諸室	利便施設(銀行、売店等、食堂)、職員利用施設(更衣室、休養室等)等	1,500	1,109	391	35.3
基本機能 小計 ①			26,000	21,484	4,516	21.0
付 加 機 能	市民利用施設等	多目的スペース(エントランスホールの拡大)、情報コーナー等	1,000	457	543	118.8
付加機能 小計 ②			1,000	457	543	118.8
共 有 部 分	共有部分	エントランスホール、待合スペース、通路、トイレなど	19,000	8,850	10,150	114.7
共有部分 小計 ③			19,000	8,850	10,150	114.7
合 計 (小計①+②+③)			46,000	30,791	15,209	49.4
職員一人あたり面積			21.50㎡			

ウ 庁舎規模のまとめ

項目	①総務省 地方債基準	②他自治体事例	③必要面積積み上げ
延床面積(駐車場部分を除く)	47,019㎡	53,222㎡	46,000㎡程度
職員一人あたり面積	21.97㎡	24.87㎡	21.50㎡

敷地条件の容積率600%(変更後)に総合設計制度を利用し、利用可能容積率を700%と想定しており、その場合の建設可能な庁舎面積(駐車場部分を除く)は約46,000㎡となります。

上記の、①から③の比較及び敷地の条件から、駐車場部分を除いた延床面積としては、46,000㎡程度とし、これに駐車場面積6,300㎡を加え、全体で52,300㎡程度の規模を想定し、設計を行うこととします。

8 新庁舎敷地について

(1) 敷地概要

ア 位置

長崎市魚の町 4-1、4-100



イ 敷地条件

<現況>

面積	7,260 m ² ※1
用途地域	商業地域
防火地域	防火地域、準防火地域 ※2
建ぺい率	80%
容積率	500%、600%が混在 ※3

※1 面積は、道路拡幅整備後 6,600m²程度となる予定

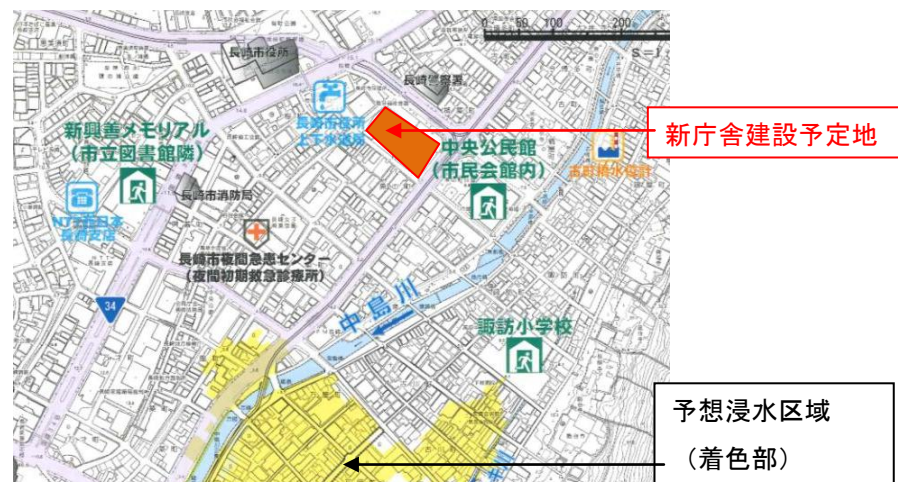
※2 容積率の見直しと併せ、敷地全体を防火地域に見直す予定

※3 容積率は、敷地全体を600%に見直す予定であり総合設計制度を活用し、利用可能容積率を700%と想定

(2) 防災面での安全性について

新庁舎建設予定地は、過去の災害でも影響を受けおらず、水害に対しても安全な場所です。

[中島川洪水情報マップ (平成20年3月作成)]



長崎県地域防災計画見直し検討委員会における浸水区域シミュレーション

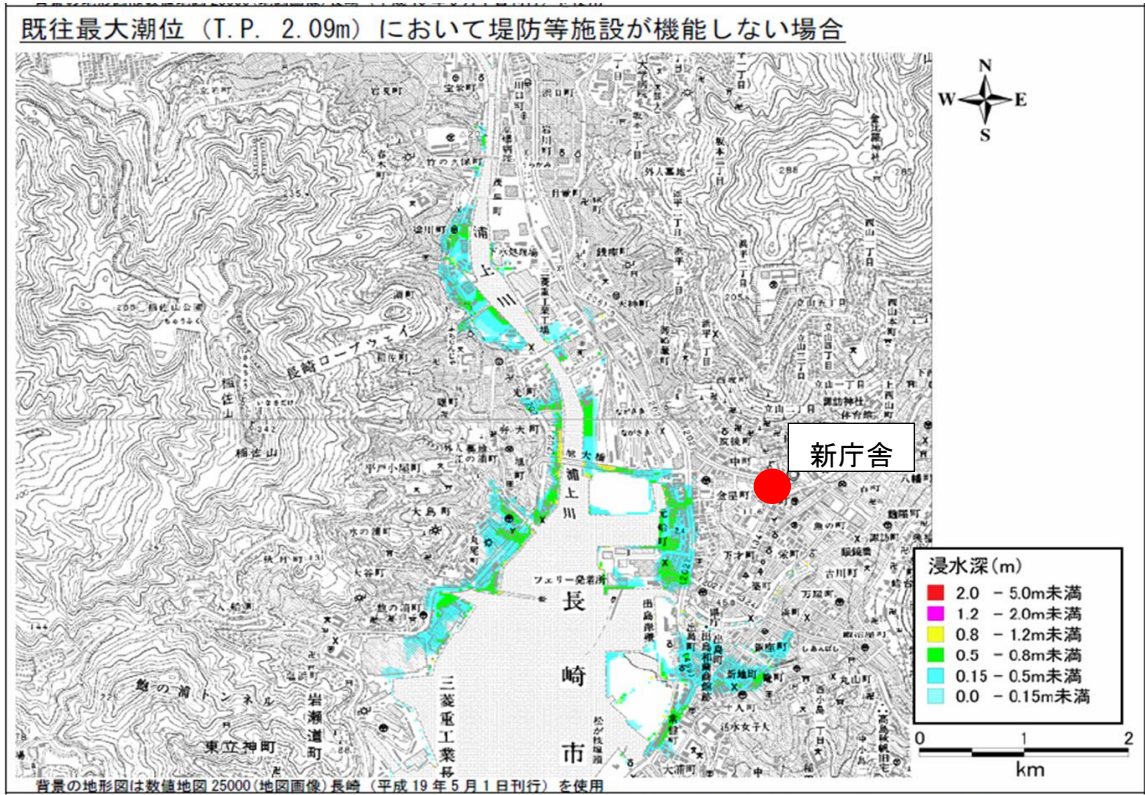


図 5-29 浸水予測図 長崎港 (魚市場跡地・長崎駅周辺 計画地盤高)

出典:「海溝型地震津波想定に関する報告」長崎県地域防災計画見直し検討委員会 H24. 3. 6

(3) 交通の利便性確保及び周辺道路の整備について

新庁舎へ至る車両・歩行者動線の確保及び公共交通機関の円滑な運行による利便性の向上に向け、下記の道路整備等の検討を進めます。

道路名	検討項目
① 建設予定地（北側）： 長崎市道 大黒町麴屋町線沿い	・バス停等の整備 ・車道・歩道の整備
② 建設予定地（東側）： 長崎市道 出来大工町江戸町線沿い	・バス停等の整備 ・車道・歩道の整備
③ 建設予定地（南側）： 長崎市道 諏訪町桜町1号線沿い	・道路拡幅、車道及び歩道の整備
④ 建設予定地（西側）： 長崎市道 興善町桜町1号線沿い	・道路拡幅、車道及び歩道の整備



9 事業費及び財源について

(1) 事業費

新庁舎の建設に要する費用については、概ね 205 億円と想定します。

(消費税 8%含む)

種別	金額	備考
庁舎建設費	196 億円	設計費、建設費等
既存庁舎解体費	7 億円	本館・別館・議会棟解体費
周辺道路整備費等	2 億円	周辺道路整備費、公園整備費
合計	205 億円	

(2) 財源

基金積立金、地方債（市民公募債を含む）を活用することを想定しています。

種別	金額	備考
基金積立金（目標額）	150 億円	H24 年度末で約 110 億円
地方債（市民公募債を含む） ほか	55 億円	
合計	205 億円	

10 事業手法について

(1) 公共施設整備における代表的な事業手法

公共施設整備の事業手法としては、従来から主に行われている設計、施工、維持管理、運営をそれぞれ分離し発注する手法（設計施工分離発注方式）と、PFI方式に代表される、民間の資金やノウハウを活用した事業手法（PPP方式）が考えられます。

一般にPPP方式は、事業に関する民間事業者の権限や裁量の範囲をより拡大するとともに、設計、建設から維持管理、運営までを同一の民間事業者に委ね、民間事業者の創意工夫の余地を広げることで、建設から運営に渡る全体のコスト低減を図ろうとするものです。

また、従来方式については、発注者である行政が、設計、施工等の各段階で、それぞれ民間事業者に直接発注するものであるため、行政の関与の度合いがより高くなります。

(2) 新市庁舎建設における事業手法

次のような理由から、新庁舎建設に関する事業手法は、設計施工分離発注方式（従来方式）とします。

- 市庁舎は一般的な事務所ビルの要素が多く、維持管理・運営段階において、基本的なメンテナンスが主となるため、設計、建設段階と併せ、民間事業者の創意工夫が期待される範囲が広くないこと。
- 防災拠点である市庁舎の耐震性確保は喫緊の課題であり、着実に事業を進めることが求められること。
- 市民に親しまれ、市民が誇れるような庁舎を目指し、設計段階以降についても、適宜、市民の参画を求めながら事業を進めていくためには、行政の関与の度合いをより高く保つ必要があること。

11 今後の市民参加について

平成 25 年度に設置した「長崎市新庁舎建設基本計画検討市民会議」から、「設計時に本市民会議で出された意見等がどのように反映されているのか、またデザインなどその時にしか提示できないものもあることから、行政において、設計や施工など各段階で市民からの意見を聴く場を設けてほしい」との要望があがっています。

そのため、引き続き、今後の市民参加についての検討を行っていきます。

12 事業スケジュール

本基本計画に基づいて事業を進め、平成 31 年度中の開庁を目指します。

H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
基本・実施設計			建設工事		

(別紙) 市庁舎建替えの必要性について

- ・現在の市庁舎は、昭和 34 年（1959 年）に本館、議会棟が完成し、築 50 年以上が経過していますが、その間、建物の老朽化が進むとともに、業務の IT 化や、より高度なバリアフリーへの対応、など建設当時は想定できなかった変化もあり、建物の機能面での課題が指摘されるようになりました。
- ・そのため、将来の市庁舎の整備に備え、平成 3 年度より市庁舎建設整備基金を設置し準備を進めるとともに、平成 7 年には市議会に特別委員会が設置されるなど検討に取り組んできました。
- ・また、近年は予想し得ない地域で大地震が発生し、大地震は「いつ」「どこで」発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっていますが、平成 21 年度に現在の市庁舎について地震に対する建物の強度を調べた結果、Is 値（※）が 0.15～1.18 と大規模な地震に耐える十分な強度がないことが判明しました。
- ・市民サービスの拠点施設及び災害発生時の防災拠点施設である市庁舎に防災上の欠陥があることは、喫緊の課題であり、安全・安心な市民生活の確保のため一日も早い施設更新を行う必要があります。
- ・地震に対する強度を高める方策として、建物を補強する方法もありますが、その為には、100 億円を超える費用が見込まれること、老朽化した施設では多額の補修費用を投じて、長期間の利用は見込めないこと。併せて、現状でも手狭な庁舎に多くの補強用の壁、柱が追加されることで更に使いにくく不便な建物になるなど根本的な課題解決につながりません。
- ・これらのことから、耐震性の不足や庁舎の狭隘さ、窓口の分散などの市庁舎が持つ課題を解決するためには、建替えによる対応が最良の方策と考え、平成 23 年 2 月に耐震化方針として公表いたしました。

※Is 値とは

構造耐震指標。建物の耐震性能を表す指標（耐震指標）です。一般的に震度 6 強の地震に対する建物の危険性を示すもので、Is 値が 0.6 未満であれば、地震により建物が倒壊する危険性が増します。

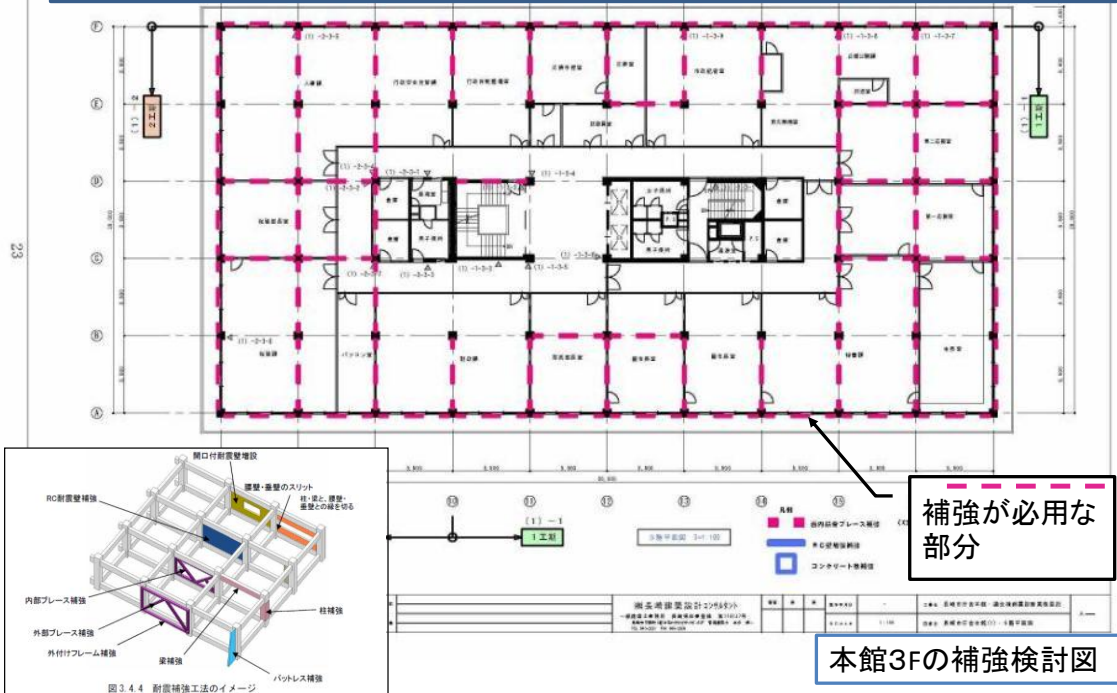
市庁舎の課題(耐震性能の不足)

- 建物の地震に対する強さの指標⇒Is値

$Is < 0.3$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
$0.3 \leq Is < 0.6$	危険性がある。
$0.6 \leq Is$	危険性が低い。
$0.9 \leq Is$ (I類)	大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、 人命の安全確保 に加えて 十分な機能確保 が図られている。 (対象施設) 災害応急対策活動に必要な建築物のうち、特に重要な建築物⇒市庁舎

- 本館(1)Is値 : 0.30~0.50
 - 本館(2)Is値 : 0.25~0.96 (増築部分)
 - 別館Is値 : 0.15~0.50
 - 議会Is値 : 0.38~1.18
- 目標値(0.9)を大きく下回っています

市庁舎の課題(耐震性能の不足)



補修により壁、柱等が追加されるため、各部屋の室が分断が進み、使いにくい庁舎となります。